

株主議決権行使の指図にかかる方針

当社は、下記に述べる、顧客口座で保有する有価証券に対する議決権行使の指図にかかる方針（以下「議決権行使方針」）及び関連手続きを採択した。これらの議決権行使方針及び関連手続きは、当社が議決権行使の指図権限を有する場合において、法律上、受託者責任上及び契約上の義務を確実に遵守することを目的として作成されている。

基本指針

議決権を行使すること及びコーポレート・ガバナンスについて詳細な検討を行うことは、これらに関して当社に権限を委託する顧客に対し、当社が提供する資産運用サービスの重要な要素である。当社の基本方針は、議決権行使の指図にかかる判断を行うに際し、（１）当社の視点で投資対象会社における株主価値を最大化する提案に賛成し、（２）利益相反的な考慮を排除することである。これらの方針は、健全なコーポレート・ガバナンスが、株主の利益に資する枠組みを構築するという当社の基本理念を反映している。

上場株式投資

当社は、基準日において議決権を有する上場株式投資にかかる上記基本方針を実践するために、当社グループのポートフォリオ・マネジメントが作成した、カスタマイズされた議決権行使に関するガイドライン（以下「GSAMガイドライン」）に従っている。GSAMガイドラインは、当社が議決権行使の指図を行うにあたって、一般的に重要とする原則及び要因を具体化するものである。議決権行使方針は、株主議決権、買収防衛策、取締役会の構成、取締役の選任及びその報酬、組織の再編、合併、企業の社会的責任、その他の様々な株主提案等を含む広い範囲の個別の議案について規定している。コーポレート・ガバナンスに関する問題の多くは、複雑かつ個性が強いため、GSAMガイドラインは、議決権行使の指図を行う際に当社が考慮すべき重要な要素について明らかにしている。

議決権行使方針の基本指針及び原則は当社が議決権行使の指図を行う際の指針であり、必ずしも投資判断の指針ではない。ポートフォリオ・マネジメント・チームは、特定の会社に投資を行うか否かを決定する際に様々な要因に基づき検討を行う。コーポレート・ガバナンスはそのような要因の一部ではあるが、必ずしも最も重視すべき要因であるとは限らない。

当社は、その基となるGSAMガイドラインを含めた議決権行使方針が当社の基本指針に則ったものであるかを定期的に確認している。

ポートフォリオ・マネジメント・チーム

1. 概要

当社は、議決権行使方針の実践並びにGSAMガイドラインの監視及び管理を通じて、議決権行使に関する義務を遂行することを目指す。これに関連して、当社は一定の議決権行使の指図に関連する機能の実践をサポートする第三者議決権行使サービス機関（以下「議決権行使助言会社」）を起用している。その職務の一環として、議決権行使助言会社は各議案に対してガイドラインに基づく分析及び提案（以下「提案書」）を書面で作成する。提案書は、議決権行使助言会社による各議案に対するGSAMガイドラインの適用を反映させたものである。

当社のポートフォリオ・マネジメント・チーム（以下、各々「ポートフォリオ・マネジメント・チーム」）は通常、GSAMガイドライン及び提案書に従って議決権行使の指図を行うが、各ポートフォリオ・マネジメント・チームは、一定の議決権行使の指図につき、「オーバーライド」手続きにより、GSAMガイドライン又は提案書と相違する議決権行使の指図にかかる承認を求めることができる。オーバーライド手続きは、1) 担当ポートフォリオ・マネジメント・チームがそのような指図内容を決定するに至った根拠を明らかにすること、2) チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を取得すること、3) 当社の上級経営陣及び／又は他の適切な当社関係者へ通知を送付すること、4) その判断が利益相反による影響を受けていないことを証明すること、及び、5) 指図内容を決定するに至った過程を記録した文書を作成すること、を要件とする。

オーバーライド手続きによりGSAMガイドライン又は提案書と異なる議決権行使の指図を行うことを認められたポートフォリオ・マネジメント・チームは、かかる議案に関してオーバーライドを得なかったその他のポートフォリオ・マネジメント・チームと異なる議決権の行使の指図を行うことができる。

2. ファンダメンタル株式及びGS投資戦略ポートフォリオ・マネジメント・チーム

ファンダメンタル株式及びGS投資戦略ポートフォリオ・マネジメント・チームは、コーポレート・ガバナンスに関する分析を投資調査と株式評価に不可欠な要素であると考えており、ファンダメンタル株式ポートフォリオ・マネジメント・チーム及びGS投資戦略ポートフォリオ・マネジメント・チームは、個々の議案によっては、GSAMガイドライン又は特定の提案書とは異なった議決権行使の指図を行うことができる。特定の議案に関する見解を構築するため、上記のポートフォリオ・マネジメント・チームは、GSAMガイドライン及び提案書の他にも、個々の議案に応じて現地で適用される法令や議決権行使に関する慣例を考慮することができる。

3. 計量投資戦略ポートフォリオ・マネジメント・チーム

計量投資戦略ポートフォリオ・マネジメント・チームは、GSAMガイドラインの作成への参加及び議決権行使助言会社の提案書作成プロセスへの評価と同様に、チーム独自の投資哲学及びポートフォリオの構築アプローチに基づいて、GSAMガイドライン及び提案書のとおり議決権行使の指図を行うこととしている。しかしながら、計量投資戦略ポートフォリオ・マネジメント・チームは、随時特定の議決権行使の指図を検討し、独自に評価することができる。

議決権行使の指図にかかる当社の能力の潜在的限界

有価証券が証券貸付プログラムを通じて貸し付けられているか又はプライムブローカーにより保有されている等の一定の状況において、ポートフォリオ・マネジメント・チームは、特定の発行体の株式が議決権行使時までに回収されない限り、一定の議決権行使には参加できない。回収を求めるか否かにかかる判断は、該当するポートフォリオ・マネジメント・チームが、かかる回収請求の取扱いに当社のコントロールが及ばず、当社が当該株式の議決権行使の指図を行うまでに当該請求に応じられない可能性があることを考慮した上で、議決権の行使による利益が有価証券の回収にかかる費用、逸失利益収入、及び／又はその他の損害を上回ると判断するか否かに基づく。

当社は時折、当社が顧客口座で購入又は保有する議決権付き有価証券の種類又は額にかかる規制上又はコンプライアンス上の制限を受けることがある。特に、連邦、州、国外の規制的制限又は会社特有の保有制限は、当社が顧客のために保有することのできる発行体の議決権付き有価証券の総割合を制限することがある。その結果、一定の場合において、かかる制限及び／又はかかる制限を遵守するために策定された内部方針を遵守するため、一定の発行体にかかる議決権行使は制限されるか、又は議決権行使助言会社もしくはその他の適格な独立した第三者に委託されることがある。

当社に議決権行使を委託した顧客が、ある特定の議案にかかる議決権行使について当社に直接指図することを希望する場合は、顧客は当社の顧客担当者に連絡することができる。当社は、そうした状況において顧客の依頼に従うよう商業上合理的な努力を行うが、当該議決権行使の依頼が実行されることの保証はできない。

議決権行使助言会社の利用

上記のとおり、当社は、当社による議決権行使の指図に関する機能の実践及び管理をサポートする議決権行使助言会社を利用している。議決権行使助言会社は、議決権行使のプロセスにおいて、実務的支持、記録管理及びレポーティングにかかるサービスの提供により当社をサポートする。また、議決権行使助言会社は上記のとおり提案書を作成し、GSAMガイドラインの作成及び管理をサポートする。

当社は議決権行使助言会社との間で定期的にデュー・ディリジェンス会議を開催し、議決権行使助言会社の一般的な組織編成、研究・技術に関する進展、ワークフローの向上、及び利益相反に関する内部デュー・ディリジェンス等を検討する。

当社は議決権行使助言会社より提供されているサービスの代替又は補完として、他のサービス機関を採用することができる。更に、各ポートフォリオ・マネジメント・チームは、議決権行使助言会社が提供する情報及び分析を補完するため他のソースを利用することができる。

利益相反

議決権行使方針に則り、当社は、議決権行使の指図の判断における利益相反の影響を排除する目的で、内部手続きを定めている。この手続きには、GSAMガイドライン、提案書、並びにポートフォリオ・マネジメント・チームがGSAMガイドライン及び／又は提案書と異なる議決権行使の指図に利害関係を有する場合の上記のオーバーライド手続きの適用に関するものも含まれている。

債券と未公開有価証券投資

債券及び未公開有価証券に関する議決権行使については、原則として、担当ポートフォリオ・マネジメント・チームが個別の議案や他の事情を検討して行うものとする。かかるポートフォリオ・マネジメント・チームはまた、自らの債券及び未公開有価証券投資に関連する議決権行使方針を補完する方針を採用することができる。

オルタナティブ投資及びマネージャー選任(以下「AIMS」)並びに外部運用戦略

当社が当社以外のマネージャーへ運用を委託している場合(主に当社のAIMS事業ユニット内の機能である。)、原則として外部マネージャーが、そのマネージャーの方針に従い議決権行使の指図につき責任を負う。しかしながら、一般的な状況において適切又は必要な場合には、AIMSはその権限を留保することができる。AIMSポートフォリオ・マネージャーが公開株式につき議決権行使の指図にかかる責任を負う範囲で、AIMSポートフォリオ・マネージャーはオーバーライドが求められた場合を除き、GSAMガイドライン及び提案書に従う。議決権行使にかかるその他の決定は、AIMSポートフォリオ・マネージャーの顧客が有する非公開株式にかかる議決権行使に関する決定が準拠するところのAIMSの方針に従って行われる。

投資一任契約書等における議決権行使の指図の取扱い

当社は、顧客との投資一任契約書・細則・覚書等に議決権行使の指図権限の所在と範囲を明確にする。外国株式に係る議決権行使に当たっては、当該国の実情に応じてその指図を行うものとする。

事務手続

1. 意思決定、議案の判定・記録、報告

当社は、ガイドライン等に従って、個々の議案を決定のうえ指図内容を決定する。問題となる議案があった場合、その議案が問題となる理由及び意思決定の理由を記録する。

当社は、顧客から請求があった場合には、議決権行使の指図の内容について報告する。顧客は、当該顧客の代理として行使される議決権に関しての、その他の個別のサービスの提供を受けることが可能かどうかを当社と協議することができる。

2. 根拠データの保存

問題となる議案については、前号の記録、株主総会通知書及び指図書の写しを保存する。

問題となる議案以外は指図書の写しを保存する。

3. 根拠データ等の保存期間

指図を行った日から5年間。

議決権指図行使の結果の開示

国内株式の議決権行使の結果については、別紙Aに掲げる項目を開示する。なお、開示の時期は、8月末を目途に開示するものとする。

投資信託委託業務における留意事項

投資信託委託業については、本方針を準用するほか、以下の点に留意するものとする。

1. 方針等の開示

議決権行使の考え方として、次の点を具体的に開示すること。

- (1) 議決権の指図行使に係る規定作成の目的および議決権の指図行使に係る基本姿勢
- (2) 議決権の指図行使に係る意思決定プロセスおよび体制等の整備
- (3) スクリーニング基準

別紙A

(開示項目)

議案項目	集計項目
1. 会社提案	①議案数
①剰余金処分案等	②賛成の数
②取締役選任	③反対の数
③監査役選任	④棄権の数
④定款一部変更	⑤白紙委任の数
⑤退職慰労金支給	
⑥役員報酬額改定	
⑦新株予約権発行	
⑧会計監査人選任	
⑨再構築関連(組織再編関連)	
⑩その他の会社提案	
2. 株主提案	

3. 議決権行使結果の概況(上記1. 2. の集計結果についてのコメント等を記載)

変更履歴

- 2014年7月31日
- 2012年7月9日
- 2010年7月2日
- 2010年6月14日